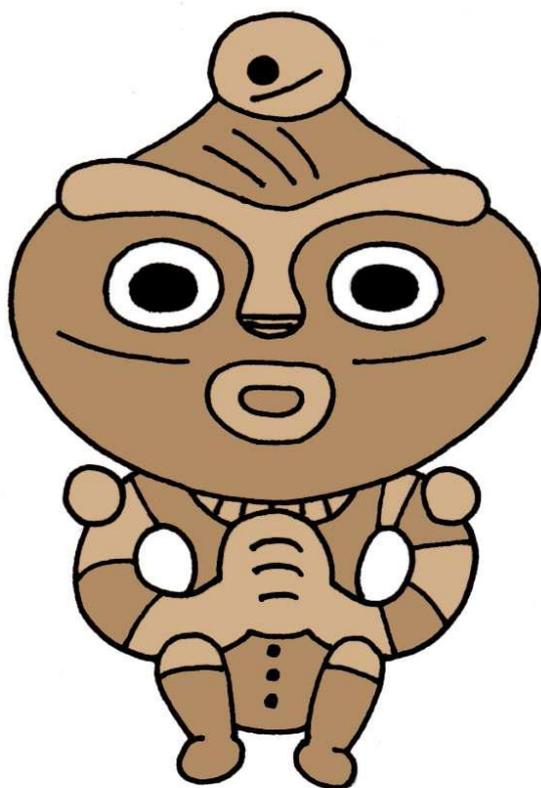


相談者用

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

せいかつ こま かた
生活にお困りの方のために



はちのへしふくしじむしょ
八戸市福祉事務所

せいかつふくしか
生活福祉課

も く じ

- | | |
|--------------------|--------|
| ①生活保護とは | 1 ページ |
| ②生活保護を受けるために優先するもの | 2 ページ |
| ③保護の決め方 | 3 ページ |
| ④生活保護が決定されるまで | 4 ページ |
| ⑤保護の内容 | 6 ページ |
| ⑥保護が開始された場合 | 7 ページ |
| ⑦生活保護を受けている人の権利 | 7 ページ |
| ⑧生活保護を受けている人の義務 | 8 ページ |
| 1生活上の義務 | |
| 2届出の義務 | |
| 3指導および指示に従う義務 | |
| ⑨保護費の返還について | 12 ページ |
| ⑩地区担当員と地区民生委員 | 13 ページ |
| ⑪よくある質問 | 14 ページ |

① 生活保護とは

わたし せいかつ ほうご
私たちは、生活しているうちに、高齢や病気な
しゅうにゅう すく ても よちよきん しさん
どで収入が少なくなり、手持ちの預貯金や資産な
かつよう せいかつ いじ
どを活用するなどやりくりをしても、生活を維持で
きなくなる可能性があります。

とき にほんこくけんぽうだい じょう りねん もと
このような時に、日本国憲法第25条の理念に基
くに けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう
づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障す
じりつ せいかつ おく えんじょ
るとともに、自立した生活を送れるように援助する
もくてき せいど せいかつ ほご
ことを目的とした制度が生活保護です。

ぼうりょくだんいん げんそく せいかつ ほご てきよう
※暴力団員は原則として、生活保護は適用され
ません。

ぼうりょくだんいん かく せいかつ ほご
また、暴力団員であることを隠して生活保護
じゅきゅう とき せいかつ ほご はいし しきゅう
を受給した時は、生活保護が廃止となり、支給さ
ほごひ ちょうしゅう
れた保護費は徴収されることとなります。

②生活保護を受けるために優先するもの

1 資産の活用

よちよきん せいめいほけん とち かおく じどうしゃ ききんぞく しさん
預貯金や生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産
しよぶん せいかつ かのう ばあい ゆうせん
の処分などにより、生活が可能な場合は、まずこれらを優先
してください。

げんざい す かおくとう げんそく ほゆう
なお、現在お住まいの家屋等については原則として保有
みと じどうしゃ せいめいほけん
が認められているほか、自動車、生命保険などについても
いってい じょうけん ほゆう みと ばあい
一定の条件のもとに保有が認められる場合があります。

2 能力の活用

はたら ひと のうりょく おう はたら はたら
働ける人は、その能力に応じて、働いてください。(働
はたら はたら ばあい はたら さいぜん どりょく
けるのに働いていない場合は、働くための最善の努力を
してください。)

3 扶養義務者の援助

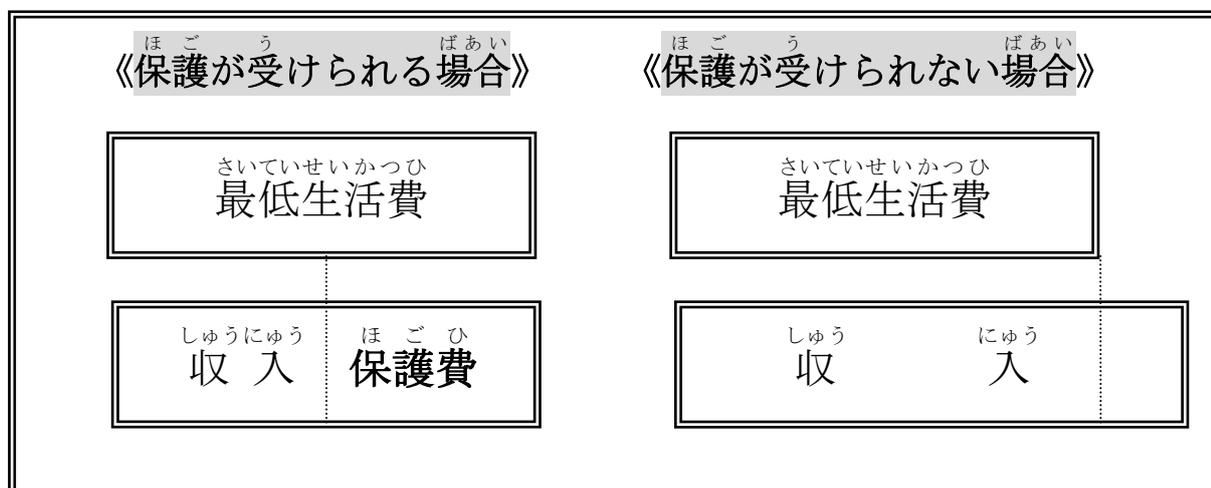
ふようぎむしゃ えんじよ
扶養義務者(親、子、兄弟姉妹など)からの援助を受け
ゆうせん
ることができるときはそれが優先します。

4 ほかの制度の活用

せいかつ ほ ごほういがい せいど けんこうほけん こようほけん ねんきん おんきゅう
生活保護法以外の制度(健康保険、雇用保険、年金、恩給、
てあて ろうさい かつよう
手当、労災など)で活用できるものがあるときは、それが
ゆうせん
優先します。

③ 保 護 の 決 め 方

保護は原則として、世帯（暮らしを共にしている家族など）を単位にして、国が決めた最低生活費と保護を受ける世帯全部の収入を比べて、最低生活費より収入のほうが少ない場合、その不足分が保護費として支給されます。



○ 最低生活費とは

最低生活費は、世帯の人の年齢や人数などによって、決められます。

○ 収入とは

世帯の人が働いて得た収入（必要経費及び勤労控除は差し引かれます）や、年金、手当、親などからの仕送り、保険金、財産を処分した収入など、世帯の全ての収入です。

④ 生活保護が決定されるまで

○申請

生活保護を受けるには、原則として本人か扶養義務者または同居する親族の申請が必要です（申請主義）。生活保護の説明を聞いた上で申請するときは、申請書に必要事項を記入して提出してください。

○調査

申請されると福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が、家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。

調査の内容には次のようなものがあります。

- ① 現在の生活状況（世帯員の健康状況、扶養義務者の状況、収入、資産など）
- ② 今までの生活状況
- ③ その他保護の決定に必要な事項

○決定

調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また必要ならどの程度のものかを申請のあった日から、14日以内（特別な理由のある場合は30日以内）に決定し、申請者に文書で通知します。

* 申請しんせいしてから決定通知けつていつうちのあるまでの間あいだに次のようなこと
があれば、すぐに福祉事務所ふくしじむしょに連絡れんらくしてください。

① 収入しゅうにゅうが増えたり減へったりしたとき（働はたらいて得た収入え、
年金ねんきん、仕送りしおくなどすべての収入しゅうにゅう）

② 家族かぞくに変動へんどうがあったとき（出生しゅっしょう、死亡しぼう、転入てんにゅう、転出てんしゅつ）

③ 入院にゅういん、退院たいいんしたとき

④ その他、生活たの状況せいかつがかわったときじょうきょう

また、困こまったことや分わからないことがあれば福祉事務所ふくしじむしょに

相談そうだんしてください。

⑤ 保 護 の 内 容

生活保護には、次の8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が受けられます。

| | |
|------|--------------------------------|
| 生活扶助 | 生活に必要な食費や光熱水費、入院中の日用品代などの費用 |
| 住宅扶助 | 家賃、地代又は住宅の修理などの費用（ローン返済は含みません） |
| 教育扶助 | 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用 |
| 医療扶助 | 病気やけがの時の必要な治療の費用（但し、室料は含みません） |
| 介護扶助 | 介護サービスが必要な場合の費用 |
| 出産扶助 | 出産に要する費用 |
| 生業扶助 | 高校就学費や、就労のために必要な技能を身に付けるための費用 |
| 葬祭扶助 | 葬祭に要する費用 |

支給方法は金銭で保護を受けている人に支給される場合（金銭給付）と医療費、介護費のように福祉事務所が保護を受けている人に代わって支払いをする場合（現物給付）があります。

また、このほかに、生活の必要に応じて臨時的に支給する一時扶助（被服費や転居費用など）があります。

⑥ 保護が開始された場合

保護費の支給日

原則として、毎月1日にその月分の保護費が金銭で支給されます。

⑦ 生活保護を受けている人の権利

(あなたに保障されていること)

1. 保護費は、正当な理由がなければ、不当に変更されることはありません。
2. 保護により支給されたお金や品物は、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。
3. 保護を受けている場合は、国民年金保険料、市県民税、固定資産税、NHK放送受信料など減免されるものがあります。
(減免には所定の手続きが必要になります。)
4. あなたの秘密は守られ、また、他人と差別されることはありません。
5. 福祉事務所の決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて、3ヵ月以内に青森県知事に対して、不服申し立てをすることができます。

⑧生活保護を受けている人の義務

(あなたに守っていただくかなければならない事)

1. 生活上の義務

- ① 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- ② 働ける人は能力に応じて働いて、少しでも収入を増やすように努めてください。
- ③ 病気の方は、医師の意見に従い、早く元気な体になるよう治療に専念してください。
- ④ 無駄遣いをしないで、生活の維持・向上に努めてください。
- ⑤ 生活保護を受けている間の借金および返済は、原則禁止されています。そのため、ローンの返済や年金を担保に貸付を受けることも認められていません。
- ⑥ 自動車の保有や運転は原則として認められていません。
- ⑦ ほかの制度や、身内の援助など、活用できるものは活用しなければなりません。

例) 年金、各種手当、健康保険、資産など

※生活に必要なでない余分な資産は、活用(売るなど)してく

ださい。

また、^{さいいじょう}65才以上の方を^{かた}対象に、^{たいしょう}居住用資産を^{きょじゅうようしさん}担保として、^{たんぼ}生活のための^{しきん}資金を^か貸し付ける「^つ要保護世帯向け^{ようほごせたいむ}不動産^{ふどうさん}担保型生活資金」^{たんぼがたせいかつしきん}貸付制度も^か実施されていますので、^{じっし}当該^{とうがい}貸付制度の対象となる場合は、^か活用しなければなりません。

【^か貸付対象世帯の条件^{じょうけん}】

- ^か貸付申込者は、^{げんそく}原則65歳以上であること
- ^{ほんにんめいぎ}本人名義であること
- ^{ていとうけん}抵当権および^{たんぼけん}担保権が^{せつてい}設定されていないこと
- ^{じゅうたくようふどうさん}住宅用不動産（^{とち}土地）の^{ひょうかがく}評価額が^{まんえんいじょう}500万円以上であること

2. ^{とどけで}届出の^{ぎむ}義務

^{つぎ}次のような場合には、^{かなら}必ず^{とどけで}届出してください。

また^{ひっこ}引越しなどは、^{じぜん}事前に^{たんとういん}担当員（^{そうだん}ケースワーカー）に相談してください。

① ^{しゅうにゆう}収入が^ふ増えたり、^へ減ったりしたとき

（^{きゅうりょう}給料・^{しょうよ}賞与・^{ねんきん}年金・^{ほけんきん}保険金などの^{ぞうげん}増減や^{りんじしゅうにゆう}臨時収入があったときなど）

② ^{しごと}仕事をはじめたり、^{やめたり}やめたりしたとき（^{がくせい}学生アルバイト含^{ふく}む）

しゅうしょく てんしょく たいしょく
(就職・転職・退職など)

③ 家族の人に、変わったことがあったとき

しゅっしょう しぼう てんにゆう てんしゅつ にゅうがく たいがく じこ
(出生・死亡・転入・転出・入学・退学・事故など)

④ 交通事故などにあつたとき

びょういん にゅういん たいいん
⑤ 病院に入院したり、退院したとき

ひっこし やちん ちだい か
⑥ 引越しや、家賃・地代などが変わったとき

しゃかいほけん かにゆう
⑦ 社会保険などに加入したとき

せいかつじょうきょう か
⑧ そのほか生活状況が変わったとき

3. 指導および指示に従う義務

みづか しさん のうりよくなど かつよう てきせつ はか
自らの資産や能力等の活用が適切に図られるようにす
るため、必要に応じて、いろいろな指導や指示をすることが
あります。

① 病気や怪我が治ったりして、働けるようになったのに

はたら
働こうとしないとき

② 働いても日数が少ないなど、本人の能力から判断して、

じゅうぶん しゅうにゆう え みと
十分な収入を得ているとは認められないとき

③ 学校を卒業したのに、いっこうに働こうとしないとき

④ 病人や子供の世話が必要でなくなったのに、働こうと

しないとき

⑤ からだの具合ぐあいがわるいのに、医師いしのいうことを聞きかない
で治療ちりょうを怠おこたっているとき

⑥ 過度かどの飲酒いんしゅや、パチンコ、ギャンブル、借金しゃっきん、家賃やちんの滞納たいのう
などで、苦情くじょうが寄せよられたとき

⑦ 生活せいかつの向こう上じょうの努力どりょくをしなかつたり、また働はたらいているに
もかかわらず必要ひつような届出とどけを怠おこたっているとき

⑧ 活用かつようできる資産しさんがあるにもかかわらず、活用かつようしないとき

※ これらのことが守まもられない場合、福祉事務所ばあい ふくしじむしょは必要ひつように
応おうじて指導しどうや指示しじをすることがあります。

また、正せい当とうな理由りゆうなく指導しどうや指示しじに 従したがわないときは、
保ほ護ごを受けられなくなる場合ばあいがありますので注ちゅう意いしてく
ださい。

⑨ 保 護 費 の 返 還 に つ い て

生活上の変化や収入の増加、交通事故や移転などの
補償金、年金がさかのぼって支給されたときなどは、そ
れまでに支給された保護費の一部を返してもらうことにな
ります。

すみやかに担当員（ケースワーカー）へ届け出てください。

※なお、事実と違う虚偽の届出や適正な届出がなく、
不正に保護費を受けた場合は、それまでに受け取った
保護費を徴収されることとなります。

また、悪質な場合は、保護費を徴収されるだけで
はなく、不正に受けた保護費の40%以下の金額を上
乗せして徴収されたり、警察に告訴されるなど法律に
より罰せられることがあります。

(生活保護法第78条・同85条)

ちくたんとういん ちくみんせいいいん ⑩ 地区担当員と地区民生委員

○ 地区担当員 (ケースワーカー)

せいかつ ほご かいし ふくしじむしょ ちくたんとういん
生活保護が開始になると、福祉事務所の地区担当員が
ていきてき ほうもん せいかつ ほご てきせい じっし しゅうにゆう
定期的に訪問し、生活保護を適正に実施するために収入
せいかつじょうきょう き
や生活状況を聞きします。

せいかつじょう なや こま こと そうだん おう そうだん う
また、生活上の悩みや困り事の相談に応じます。相談を受
けたことを他に漏らすようなことはありません。

○ 地区民生委員

こうせいろうどうだいじん いしよく しゃかいふくしぜんぼん
厚生労働大臣の委嘱をうけて社会福祉全般にわたって、み
なさんの相談相手となる人です。

ふくしじむしょ きょうりょくかんけい あんしん そうだん
福祉事務所と協力関係にありますので安心して相談し
てください。

そうだん ほか も
相談を受けたことを他に漏らすようなことはありません。

ちょうない みんせいいいん
あなたの町内の民生委員は

_____ さんです。

じゅうしょ はちのへし
住所 八戸市 _____

でんわ
電話 _____

⑪

よくある

質問

問) 生活保護を受給後に自動車を所有、運転してもいいのでしょうか?

答) 生活保護を受給されている方が、自動車を所有、運転することは、原則として認められません。ただし、障がい者の通院、自動車がないと通勤できないなどの特別の事情に限り、例外的に自動車の所有、運転が認められる場合もありますが、この場合においても、買い物などの目的外での自動車の所有、運転は認められません。

問) 家を持っているのですが、生活保護をうけることができますか?

答) 居住用資産を所有しているため、生活保護を受給できないという事はありません。生活保護制度では、最低限度の生活を維持するために活用されている居住用資産の保有及び使用は認められます。但し、その資産が利用価値に比べて処分価値が著しく大きい場合には、最低生活の維持の為に売却処分などをして活用して頂く場合もあります。

問) 医療費が高く、生活していけません。医療費だけでも生活保護を受けることはできませんか?

答) 生活保護は、世帯全体の収入が、生活費や医療費などを含めた最低生活費を下回った場合に適用されますので、その状況によっては、医療費のみ適用される場合があります。

問) 息子が働かないため、息子だけでも生活保護を受けることはできないでしょうか?

答) 生活保護は世帯を単位に適用されますので、特別な場合を除き、世帯員の一部の人のみ生活保護を受けるということはありません。



はちのへしふくしじむしょ せいかつふくしか
八戸市福祉事務所 生活福祉課

しちょうべっかん かい
(市庁別館4階)

はちのへしうちまる ちょうめ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

でんわ
電話

八戸 (0178)43-2111(代表)

第一グループ 43-9307(直通)

第二グループ 43-9308(直通)

第三グループ 43-9312(直通)

第四グループ 43-9320(直通)

第五グループ 43-9316(直通)